

2022年8月5日

## 吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目1番1号  
武田薬品工業株式会社  
代表取締役社長 CEO クリストフ ウェバー

当社は、日本製薬株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した2022年6月24日付け吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社が当社に対し、吸収分割会社が営む血漿分画製剤の研究・開発・製造事業及びその他一切の事業（但し、吸収分割会社が保有する大阪府泉佐野市住吉町26に所在する大阪工場において同社が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務を承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。なお、本吸収分割は、当社におきましては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

本吸収分割に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割契約の内容

本吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収分割会社は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割において、当社は、吸収分割会社に対して、株式その他の金銭等の交付を行いません。

### 3. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社は、塩谷エムエス株式会社（以下「塩谷エムエス」といいます。）と、吸収分割会社のライフテック事業（培地事業）を塩谷エムエスへ譲渡することに合意し、2022年5月1日以降は、塩谷エムエスが当該事業についての事業運営及び製品製造を行うこととなりました。

吸収分割会社は、2022年6月、投資有価証券6銘柄を売却（売却総額約342百万円）いたしました。

4. 当会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2022年6月、当会社の子会社である武田ファーマシューティカルズ U.S.A., Inc. は、マサチューセッツ州ケンブリッジに建設予定の約60万平方フィートの研究開発施設及びオフィスに係るリース契約を締結しました。リース期間の開始は、2025年を予定しております。初回のリース期間は、15年であり、当社には、その後2回、それぞれ10年間のリース契約を市場価格にて更新するオプション権があります。初回のリース契約に基づき、管理費用、用益費及び税金の同社分の支払義務に加えて、初回リース期間に亘って約1,480百万米ドルのリース料支払義務が生じます。なお、当社は、一定の条件の下で、建物が建設される前に当該リース契約を解除することができます。2022年6月、上記のリース契約に基づく同社の債務について、当社は保証契約を締結しております。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割の効力発生日以後における当会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

## 別紙1：吸収分割契約書



### 吸収分割契約書

日本製薬株式会社（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に規定する本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第3条第1項に定義する。）をもって、会社法に定める吸収分割の方法により、本件効力発生日前日終了時点で甲が営む血漿分画製剤の研究・開発・製造事業及びその他一切の事業（但し、甲が保有する大阪府泉佐野市住吉町26に所在する大阪工場（以下「大阪工場」という。）において本件効力発生日の前日終了時点で甲が営む事業（以下「大阪工場事業」という。）を除く。）（以下「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。なお、疑義を避けるため、大阪工場において本件効力発生日の前日終了時点で甲が行う製品の製造は、大阪工場事業に含まれるが、甲が保有する当該製品の製造販売承認は、別紙「承継権利義務明細表」に規定するものを除き、本件事業に属するものとする。

#### 第2条 （当事者の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：日本製薬株式会社

住所：東京都中央区明石町8番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：武田薬品工業株式会社

住所：大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号

#### 第3条 （承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）の前日終了時点において甲が本件事業に関して有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 本件分割により乙が甲から承継する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法による。

#### **第4条 (本件分割に際して乙が交付する株式の種類及び数)**

乙は、本件分割に際し、甲に対して一切の対価を交付しない。

#### **第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)**

本件分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

#### **第6条 (株主総会による承認)**

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

#### **第7条 (本件分割の効力発生日)**

本件効力発生日は、2022年10月1日とする。但し、本件分割の手續の進行等に応じて必要があり、両当事者が協議の上で合意した場合には、甲及び乙は、当該合意に従い本件効力発生日を変更することができる。

#### **第8条 (競業禁止義務)**

甲は、本件効力発生日後においても、本件事業について乙に対して会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

#### **第9条 (準拠法及び管轄合意)**

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第10条 (本契約に定めのない事項)**

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年6月24日

甲は、本件分割により  
債、契約その他の権利義務

(甲) 東京都中央区明石町8番1号  
日本製薬株式会社  
代表取締役社長 谷垣 任優



1. 資 産

(1) 流動資産

本件効力発生時点  
材料、仕掛品、  
作効力発生時点  
会社預け金

(乙) 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号  
武田薬品工業株式会社  
代表取締役 社長 CEO クリストフ ウェバー



(2) 有形固定資産

① 以下の土地

土地所在地	東京都港区
	豊洲新市街

(以上、1990年1月1日  
表示)

イ 建 物

建物所在地	建物所在地
	豊洲新市街
	26番地
1	同上
2	同上
3	同上
4	同上
5	同上
6	同上
7	同上
8	同上
9	同上

## 承継権利義務明細表

甲は、本件分割により、乙に対し、甲が有する一切の権利義務のうち、下記の資産、負債、契約その他の権利義務を除外した権利義務を承継させる。

## 1. 資産

## (1) 流動資産

本件効力発生日の前日終了時点において大阪工場事業のみに属する製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品、売掛金その他営業債権（未収入金、前払費用等）、並びに本件効力発生日以後の大阪工場事業の運営に必要な運転資金に相当する現預金及び関係会社預け金

## (2) 有形固定資産

## ① 以下の土地及び建物

## ア. 土地

	地名地番	面積(m <sup>2</sup> )
	泉佐野市住吉町 26	43934.05

(以上、1990年10月5日付確認通知書（建築物）記載の敷地の位置及び敷地面積による表示)

## イ. 建物

	所在地	種類	構造	課税面積(m <sup>2</sup> )
	泉佐野市住吉町 26番地	事務所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	261.80
1	同上	工場・倉庫	鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 3094.96 2階 546.56
2	同上	ボイラー室	鉄骨造スレート葺平家建	57.66
3	同上	工場・倉庫	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 8341.31 2階 1723.60
4	同上	ボイラー 室・控所	鉄骨造スレート葺2階建	1階 361.91 2階 207.51
5	同上	機械室	鉄骨造スレート葺平家建	243.48
6	同上	変電所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	158.81
7	同上	倉庫	鉄骨造スレート葺平家建	52.35
8	同上	倉庫	鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	37.53
9	同上	物置	軽量鉄骨造スレート葺平家建	26.68

10	同上	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	9.98
11	同上	工場	鉄骨造スレート葺平家建	1161.96
				1階 681.19
				2階 686.42
12	同上	研究所	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	3階 686.42
				4階 186.08
13	同上	工場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 1380.12
				2階 1383.83
14	同上	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	33.63

(以上、不動産登記記録による表示)

② 上記①ア又はイに所在する又は設置された構築物、機械装置、設備、機器、工具、器具及び備品又はこれらに関するリース資産、並びに、上記①イに関する建設仮勘定

③ 大阪工場事業にのみ属する許認可。但し、以下の各製品の製造販売承認（以下「第三者承継製造販売承認」という。）は、(i)本件効力発生日以前に富士製薬工業株式会社（以下「富士製薬工業」という。）に承継されることとなる場合には、当該承継が優先し、乙はこれらを本件分割によっては承継しないものとし、(ii)本件効力発生日後に富士製薬工業に承継されることとなる場合には、乙はこれらを本件効力発生日において本件分割によって承継する。

- ・ サルプレップ配合内用液
- ・ ミンクリア内用散布液 0.8%
- ・ フォリアミン（注射液、錠剤、散剤 100mg/g）
- ・ オスバン消毒液（10%、0.025%、0.05%、0.1%、オスバンラビング）

### (3) 無形固定資産

本件効力発生日の前日終了時点において大阪工場事業のみに属するソフトウェア

## 2. 負債及び債務

### (1) 流動負債

① 本件効力発生日の前日終了時点において大阪工場事業のみに属する買掛金その他営業債務（未払金・未払費用等）及びリース債務並びに大阪工場従業員（下記3(2)①において定義する。）に関する給与、諸手当及び賞与等の支払債務（これらに伴う租税等の支払債務を含む。）に係る未払金、未払費用、預り金及び賞与引当金

- ② 本件効力発生日の前日終了時点における大阪工場従業員以外の甲の従業員（同日付で甲を退職する従業員を含む。以下「大阪工場事業対象外従業員」という。）について、本件効力発生日の前日終了時点までの甲での勤務に対して支給されることとなる給与、諸手当及び賞与等の支払債務（これらに伴う租税等の支払債務を含む。）に係る未払金、未払費用、預り金及び賞与引当金

(2) 固定負債

本件効力発生日の前日終了時点において大阪工場事業のみに属する長期未払金、リース債務及び大阪工場従業員に関する退職給付引当金

- (3) 前号に掲げるものの他、法令上本件分割により甲から乙に承継させることができない債務（租税債務を含む。）

3. 契 約

(1) 雇用契約以外の契約

- ① 大阪工場事業のみに関し甲が締結し本件効力発生日の前日終了時点において存続する売買契約、業務委託契約、リース契約、その他の大阪工場事業のみに関する契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。なお、本項において「大阪工場事業のみに関する契約」とは、契約の相手方からの給付が大阪工場事業にのみ使用又は利用される契約を指す。
- ② 大阪工場事業のみに関し甲が受託者として締結し本件効力発生日の前日終了時点において存続する製造受託契約及びこれらの契約に基づく一切の権利義務
- ③ 上記①及び②に拘わらず、以下ア及びイ記載の各事項は、それぞれ、以下(i)及び(ii)に定めるところによる。
- ア サルプレップ配合内用液、ミンクリア内用散布液 0.8%、フォリアミン（注射液、錠剤、散剤 100mg/g）又はオスバン消毒液（10%、0.025%、0.05%、0.1%、オスバンラビング）のいずれかの製品について、甲が富士製薬工業との間で締結する製造受託契約、品質契約及び当該受託製造のための契約における甲の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務
- イ フォリアミン（注射液、錠剤、散剤 100mg/g）又はオスバン消毒液（10%、0.025%、0.05%、0.1%、オスバンラビング）のいずれかの製品について、甲が受託者との間で締結する製造委託契約、品質契約及び当該委託製造のための契約における甲の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務
- (i) 本件効力発生日以前に、該当する第三者承継製造販売承認が富士製薬工業に承継されることとなる場合には、乙は、当該第三者承継製造販売承認の



対象製品に係る前記ア及びイ記載の事項を本件分割によっては承継しない。

- (ii) 本件効力発生日後に、該当する第三者承継製造販売承認が富士製薬工業に承継されることとなる場合には、乙は、当該第三者承継製造販売承認の対象製品に係る前記ア及びイ記載の事項を本件分割によって承継する。

(2) 雇用契約

- ① 甲が大阪工場事業に主として従事している従業員（以下「大阪工場従業員」という。）との間で締結し本件効力発生日の前日終了時点において存続する一切の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務
  
- ② 大阪工場事業対象外従業員について、本件効力発生日の前日終了時点までの甲での勤務に対して発生している給与、諸手当及び賞与等の支払債務（これらに伴う租税等の支払債務を含む。）

以上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

日本製薬株式会社

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2021年4月1日に、当社は武田薬品工業株式会社（以下、「武田薬品」）の100%子会社となりました。同月の武田薬品のプレスリリースによる発表の通り、当社の有する血漿分画製剤の研究開発、製造、販売に関する専門性を武田薬品のサプライチェーンと融合し、一体となって革新的な医薬品を患者さんにお届けするための最適な体制構築を目的とした、両社の事業統合に向けた準備を進めてまいりました。

当社と武田薬品は事業統合を見据え、2022年4月1日以降の組織、レポートライン、およびガバナンスの変更を決定いたしました。これに伴い、生産部門を除いた全部門の社員を対象に希望退職のプログラム（転進支援特別プログラム）を実施いたしました。

また、血漿分画製剤以外の領域に関して、最適なパートナー探しを進めた結果、本年2月、サルプレップ®配合内用液、ミンクリア®内用散布液 0.8%、フォリアミン®(注射液、錠剤、散剤 100mg/g)、オスバン®消毒液(10%、0.025%、0.05%、0.1%、オスバンラビング®)について、富士製薬工業株式会社への資産譲渡を行いました。

C型肝炎訴訟問題につきましては、特別措置法による提訴期限が2023年1月までに延長され、症状進行による追加給付金請求期限は給付金支給後20年間となっています。今後とも全面解決に向けて、引き続き誠意をもって対処してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

当期及び過去3期の業績につきましては下記のとおりでございます。

区 分	第66期 2019年3月期	第67期 2020年3月期	第68期 2021年3月期	第69期 2022年3月期
売上高（百万円）	18,358	17,832	15,618	24,257
経常利益（百万円）	3,548	2,581	1,064	7,567
当期純利益（百万円）	2,457	1,228	429	3,420
1株当たり当期純利益 （円）	256	128	45	356
総資産（百万円）	36,804	36,160	36,165	43,995
純資産（百万円）	29,468	29,411	29,270	32,463

(3) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資額は20億6千万円です。

(4) 主要な事業内容

当社は医薬品・医薬部外品並びに培地の製造及び販売を行っております。これらの製品の大部分は武田薬品工業株式会社を通して販売しております。

(5) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都 中央区
研究所	千葉県 成田市
成田工場	千葉県 成田市
大阪工場	大阪府 泉佐野市

注) 上記のほか、営業拠点としてのオフィスが札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡にあります。

(6) 使用人の状況

使用人数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
394 名	▲17 名	42.8 歳	14.8 年

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は武田薬品工業株式会社であり、同社は当社の議決権を 100%所有しております。

当社は親会社へ当社製品の販売を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に係る取引条件等について、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

2) 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役の判断及びその理由

親会社との取引については、当社の取締役会が社内規定に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 23,200,000 株

(2) 発行済株式の総数 9,600,000 株

(3) 株 主 数 1 名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
武田薬品工業株式会社	9,600,000 株	100%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 垣 任 優	営業本部長 経理部長  武田薬品工業株式会社 ジャパンファーマビジネスネット 事業企画部長
取締役	塩 入 将 介	
取締役	大 藤 良 仁	
常勤監査役	小 林 龍 男	
監査役	平 井 浩 行	
監査役	吉 村 智 明	
監査役	美濃屋 雅 宏	

(注 1) 監査役 吉村智明及び監査役 美濃屋雅宏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(注 2) 監査役 吉村智明は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有しています。

(注 3) 監査役 美濃屋雅宏は、長年にわたり医薬品製造販売会社に勤務するとともに、日本製薬団体連合会他業界団体の専門委員を務め、医薬品の製造管理、品質管理、品質保証等に関して、相当程度の知見を有しています。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	3 名	44,939 千円
監 査 役	3 名	14,990 千円
(うち社外監査役)	(2 名)	(4,800 千円)

(注 1) 株主総会決議に基づく報酬限度額（年額）は取締役 204,000 千円以内、監査役 30,000 千円以内（2007 年 6 月定時株主総会決議）であります。

(注 2) 上記金額には、役員報酬及び役員賞与引当金繰入額を含めており、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まれておりません。

(注 3) 期末現在監査役の人員は 4 名であり上記支給人員との差は監査役 平井 浩行（非常勤 1 名）であります。監査役 平井浩行は、親会社の武田薬品工業株式会社に常勤しており、無報酬であります。

#### (3) 各社外役員的主要な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	吉 村 智 明	当期開催の取締役会に全回出席し、主に財務及び会計の専門的見地から、必要に応じ、意見を述べております。また、監査役会に全回出席し、活発に意見交換等を行いました。
監 査 役	美濃屋 雅宏	当期開催の取締役会に全回出席し、主に製造及び品質管理の専門的見地から、必要に応じ、意見を述べております。また、監査役会に全回出席し、活発に意見交換等を行いました。

#### 4. 会計監査人の状況と報酬等の額

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支給額
当期末に係る報酬等の額	8,500 千円
公認会計士法第 2 条第 1 項の監査業務の報酬	

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第 340 条第 1 項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、または、監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 体制の概要

当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制の徹底を図っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) エシックス&コンプライアンス担当部長を統括責任者に任命し、「コンプライアンス推進規程」に従い、全社的コンプライアンス遵守のための施策を推進しています。
- 2) 役員・従業員が遵守すべき「行動規準」を日本製薬コンプライアンス・プログラムに定め、イントラネットに掲載し、周知・徹底を図るとともに、啓発・教育を実施しています。
- 3) コンプライアンスに係る「ホットライン」を設置することで、通報者が遅滞なく、そして安全に事例を通報・相談できるようにしており、「コンプライアンス委員会」において事案を迅速に審議し、必要な対策を講じております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会及び執行役員会議事録、取締役の職務の執行に係るその他の情報を、文書あるいは電磁的記録により、閲覧可能な状態で管理し、「文書保管・保存要領」あるいは関連諸規定に従い、適正に保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 中期計画策定時及び年間計画策定時に、事業に著しく大きな損失を与え得る要因を分析・評価し、執行役員会において審議、評価、進捗管理しております。

2) 緊急事態に対する危機管理に関しては、危機発生時の措置に関する規定と体制の整備により、その運用を図っています。

○「危機管理規程」に基づく「危機管理委員会」の設置と運用

○「技術本部長会規程」に基づく「技術本部長会」の設置と運用

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会、執行役員会等の決議・決裁権限を「NP-MAP」において規定しております。取締役会に付議または報告される重要案件については、事前に執行役員会等において十分に審議・検討することで、取締役会の機動性担保と効率的な運用を図っています。

2) 職務権限を「業務組織規程」に定め、業務執行責任者及びその責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図っています。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 毎年当社のコンプライアンス体制、実施状況を親会社である武田薬品工業株式会社に報告しております。当社代表取締役社長は武田薬品工業株式会社の「リスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー」に出席し、企業集団内での情報収集及び情報提供を行っております。

2) 武田薬品工業株式会社が実施する内部統制評価の手続に従って、「全社統制チェックリスト」により内部統制状況を自己診断のうえ報告し、指摘事項については改善計画の実行を約束した上で、その内部統制の適正性を宣誓しています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人と当該使用人の取締役から独立性に関する事項及び取締役・使用人の監査役への報告体制及び監査の実効性を確保する体制

「監査役監査規程」及び「監査役会規程」に、以下のとおり定めています。

1) 職務を補助すべき使用人を補助者（以下「監査補助者」という。）として置くことを求めることができ、監査補助者に監査業務の補助を行うよう命令することができます。

2) 監査補助者の人事異動・人事評価・制裁処分に関して、監査役の承認を得なければなりません。

3) 取締役・使用人から事業の報告を受け、また業務執行状況及び財産の状況を調査することができます。

4) 取締役会に出席し、その他重要な会議に出席することができます。

5) 取締役から経営の基本方針その他重要事項の通知を受けます。

6) 監査にかかわる費用を請求することができ、予算書を作成・提出します。

7) 平素から会計監査人との緊密な連繫を図っています。

## (2) 運用状況の概要

当期、実施した内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

### 〔経営トップの取り組み〕

代表取締役社長から、社内向けのメッセージにおいて、コンプライアンス遵守に関する重要性を発信しています。また、エシックス&コンプライアンス担当部長との定期的な意見交換・情報交換を実施しました。

#### [取締役会の状況]

当期において取締役会を15回開催し、経営上の重要事項につき決議・報告を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

取締役会では、独立性の高い社外監査役（2名）を含む取締役及び監査役がそれぞれの見地から必要な発言を適宜行っております。

#### [内部統制体制の整備に関する取り組み]

内部統制整備状況の点検として、5つの要素別（統制環境、リスクの評価と対応、情報と伝達、モニタリング、IT「情報技術」への対応）全43項目の「全社統制チェックリスト」により、各部門の該当項目が適正に運用されていることを点検しています。

#### [コンプライアンスに関する取り組み]

武田薬品の関連部門と定期的な連携を図りながら、コンプライアンス遵守体制を強化しています。また、e-ラーニングや勉強会等を実施することで、関連する法令やガイドライン等の理解を深めるとともに、コンプライアンス遵守精神を醸成することに努めております。

#### [リスク管理に関する取り組み]

製品に関する品質の確保にあたって、両工場と品質保証部門及び薬事部門と連携して原因究明、再発防止策等を議論して対応しています。また、安全性の確保にあたってはRMP（リスク管理計画）に基づく安全対策を図っています。

#### [監査役監査に関する取り組み]

監査役監査規程、監査役会規程に基づく運用がなされており、監査役会を開催し、年度毎の監査計画を審議・作成、会計監査人の監査内容の審査、再任及び不再任の決定のほか、取締役会の審議事項や監査活動等について情報共有や意見交換等を行いました。

また、各監査役は、取締役会の審議等の場面において業務執行について積極的に意見を述べました。監査所見と監査計画については、取締役会に報告して、取締役との意見交換を図りました。

## 6. 事業報告の附属明細書

会社役員その他の法人等の業務執行者との兼務状況の明細

3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役に記載のとおりであります。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<b>35,886,480</b>	流動負債	<b>10,419,578</b>
現金及び預金	597,981	買掛金	3,294,892
売掛金	4,484,926	リース債務	25,976
製品	575,655	未払金	2,994,954
半製品	4,106,220	未払法人税等	335,329
仕掛品	290,159	未払消費税	747,231
原材料	929,768	未払費用	1,508,741
貯蔵品	81,733	預り金	181,762
関係会社預け金	23,927,861	賞与引当金	421,306
未収入金	761,653	役員賞与引当金	18,201
前払費用	136,770	事業構造再編引当金	669,293
その他	5,753	返金負債	221,891
貸倒引当金	△12,000		
		固定負債	<b>1,112,344</b>
固定資産	<b>8,108,136</b>	長期預り金	530,174
有形固定資産	<b>6,576,584</b>	リース債務	32,948
建物	1,525,082	退職給付引当金	549,222
構築物	65,411		
機械装置	2,176,636	負債合計	<b>11,531,922</b>
車両運搬具	1,262	(純資産の部)	
工具器具備品	453,705	株主資本	<b>32,238,070</b>
土地	1,182,728	資本金	760,000
リース資産	58,924	資本剰余金	705,883
建設仮勘定	1,112,836	資本準備金	705,883
無形固定資産	<b>227,356</b>	利益剰余金	30,772,187
ソフトウェア	227,356	利益準備金	190,000
投資その他の資産	<b>1,304,196</b>	その他利益剰余金	30,582,187
投資有価証券	357,919	圧縮記帳積立金	69,609
差入保証金	141,849	別途積立金	24,070,000
繰延税金資産	804,388	繰越利益剰余金	6,442,578
その他	40	評価・換算差額等	<b>224,625</b>
資産合計	<b>43,994,616</b>	その他有価証券評価差額金	224,625
		純資産合計	<b>32,462,694</b>
		負債・純資産合計	<b>43,994,616</b>



## 損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		24,257,487
売上原価		11,351,155
売上総利益		<b>12,906,332</b>
販売費及び一般管理費		5,193,827
営業利益		<b>7,712,505</b>
営業外収益		
受取利息	14,770	
受取配当金	11,282	
業務受託収益	14,302	
その他の営業外収益	131,837	172,191
営業外費用		317,526
経常利益		<b>7,567,171</b>
特別利益		
受取保険金		25,564
特別損失		
事業構造再編費用		2,739,752
税引前当期純利益		<b>4,852,983</b>
法人税、住民税及び事業税	1,423,728	
法人税等調整額	9,174	1,432,901
当期純利益		<b>3,420,081</b>

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本										純資産合計
	資本剰余金			利 益 剰 余 金				株主資本 合 計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金		
	資本金	資本剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金		圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	760,000	705,883	705,883	190,000	73,989	24,070,000	3,238,917	27,572,906	29,038,789	231,432	29,270,221
当 期 変 動 額											
剰余金の配当(注)											
圧縮記帳積立金の取崩					△ 4,379		4,379				
当期純利益							3,420,081	3,420,081	3,420,081		3,420,081
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△ 6,807	△ 6,807
当期変動額合計					△ 4,379	0	3,203,661	3,199,281	3,199,281	△ 6,807	3,192,474
当 期 末 残 高	760,000	705,883	705,883	190,000	69,609	24,070,000	6,442,578	30,772,187	32,238,070	224,625	32,462,694

(注)は、2021年6月の定時株主総会における剰余金の処分項目です。

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品……先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料……移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 3. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

成田工場、大阪工場……定額法

その他……定率法

但し、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、建物15年～38年、機械装置8年であります。

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績に基づいて見積った回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (4) 事業構造再編引当金

武田薬品工業株式会社との事業統合の実施に伴い、社員の今後のキャリア形成・再就職を支援するために導入した「転進支援特別プログラム」に則り、その適用者に支給する特別退職加算金のうち、2022年度において支払が必要な金額を見積って計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

当社の退職金規程に基づく従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務

の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生年度に全額費用処理しており、過去勤務費用の償却は発生年度より3年間で定額法により処理しております。

また、当社は確定拠出年金制度・前払退職金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付債務等の計算基礎として割引率 0.611%、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

当事業年度末の退職給付債務は 549,222 千円であります。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、多くの人々から託された善意の献血から生みだされる「血漿分画製剤」をはじめとする医療用医薬品やアリナミンドリンク類等の医薬部外品等の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が財またはサービスと交換に受け取る取引価格は、返品、値引き及び割戻し等の変動対価を含んでおります。変動対価の額については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。変動対価の額の見積りにあたっては、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、各決算日に直近の情報に基づき見直しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

また当社は知的財産の導出にかかる収益を計上しております。知的財産の導出にかかる履行義務は知的財産権等の譲渡が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、譲渡時点で収益を認識しております。なお、売上高として計上された富士製薬工業株式会社への知的財産等の資産譲渡の金額は7,042,485千円であります。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結納税制度の適用

当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

### (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39条 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42条 2021年8月12日）を適用する予定であ

ります。

(3) 本表における金額表示

本表の記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当該会計方針の変更による、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」及び「返品調整引当金」は、当事業年度より「流動負債」の「返金負債」に含めて表示しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	804,388 千円
--------	------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の回収可能性について考慮した上で、見積り計上しております。また、当該期間における固定費等の削減計画については、未定であるため反映しておりません。

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、一部において回収可能性が無いとの判断から、前事業年度に引き続き評価性引当金を計上しております。

2023 年 3 月期の課税所得見込みが変動した場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、この見積りの結果、当事業年度末において財務諸表に計上した繰延税金資産の金額及び内訳については、税効果会計に関する注記として記載しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する短期金銭債権	28,324,992 千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,152,913 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	15,128,845 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	14,680,400 千円
販売費及び一般管理費	461,768 千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	14,786 千円

2. 事業構造再編費用

当事業年度において、武田薬品工業株式会社との事業統合に関連する費用およびその検討に要した費用（2,739,752 千円）を特別損失に計上しております。その主たる費用は、本事業統合の実施に伴い、社員の今後のキャリア形成・再就職を支援するために導入した「転進支援特別プログラム」に則り、その適用者に支給する特別加算退職金です。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,600,000 株	-	-	9,600,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ① 株式の種類…………… 普通株式
- ② 配当の原資…………… 利益剰余金
- ③ 配当金の総額…………… 220,800 千円
- ④ 1 株当たり配当額…………… 23 円
- ⑤ 基準日…………… 2021 年 3 月 31 日
- ⑥ 効力発生日…………… 2021 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

第 69 期定時株主総会に下記の議案を付議いたします。

- ① 株式の種類…………… 普通株式
- ② 配当の原資…………… 利益剰余金
- ③ 配当金の総額…………… 3,420,081 千円

- ④ 1株当たり配当額…………… 356.26円
- ⑤ 基準日…………… 2022年3月31日
- ⑥ 効力発生日…………… 2022年6月30日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	130,605千円
前渡金	4,976千円
未払事業税	72,217千円
未払固定資産税	25,687千円
退職給付引当金	170,259千円
減価償却費	78,737千円
固定資産減損損失	6,940千円
連結納税加入時の時価評価額	392,607千円
事業構造再編費用	237,179千円
その他	146,817千円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,266,024千円</b>
評価性引当金	△288,631千円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>977,393千円</b>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 31,274千円
その他有価証券評価差額金	△ 100,918千円
連結納税加入時の時価評価額	△40,813千円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△ 173,005千円</b>

**繰延税金資産の純額** 804,388千円

[関連当事者との取引に関する注記]

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
親会社	武田薬品工業株式会社	被所有直接保有	100% 当社製品の販売等 役員の受入

(単位:千円)

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	武田薬品工業 株式会社	当社製品の販売	14,680,400	売掛金	3,683,909
		同社への資金の寄託	20,029,466	未収入金	713,222
		資金寄託に伴う利息の受取	14,770	関係会社預け金	23,927,861
		連結納税個別帰属額	1,103,276	未払金	1,103,276

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しています。

資金の寄託に係る金利は、市場金利を勘案した利率によっています。また、資金の寄託は期限の定めがなく、随時払戻しが可能であります。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

当社は2021年4月1日に行われた株式交換により武田薬品工業株式会社の完全子会社となっております。

## [金融商品に関する注記]

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、親会社グループキャッシュマネジメントシステム(CMS)に参画しており、資金運用はほとんどがこれによるものとなっております。

売掛金はほとんどが親会社に対するものであります。

関係会社預け金は上記CMSによる親会社への寄託金であります。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	597,981	597,981	-
(2) 売掛金	4,484,926	4,484,926	-
(3) 関係会社預け金	23,927,861	23,927,861	-
(4) 未収入金	761,653	761,653	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	357,919	357,919	-
(6) 買掛金	(3,294,892)	(3,294,892)	-
(7) 未払金	(2,994,954)	(2,994,954)	-
(8) 未払消費税	(747,231)	(747,231)	-

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。



(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)関係会社預け金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6)買掛金、(7)未払金、(8) 未払消費税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

[ 1 株当たり情報に関する注記]

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,381 円 53 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 356 円 26 銭   |

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報は、「[重要な会計方針に係る事項に関する注記]5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

[偶発債務に関する注記]

C型肝炎訴訟については、2008年12月に全国原告団・弁護団と「基本合意書」を締結して和解が成立、2009年4月には特定血液凝固第IX因子製剤による給付金について、国との負担割合に関する基準(注1)の合意に至りました。2017年12月当該特別措置法の一部が改正(注2)され、給付金の請求期限が10年から15年に延長されました。なお、症状進行者の追加給付金の請求期限は支給後20年以内となっております。

この基準に基づいた当事業年度末における当該「未払金」は12,600千円となっております。

今後、新たな提訴者の発生並びに当該原告者の症状進行により当社負担額が増加する可能性があります。発生の確率及び金額を合理的に見積もることは困難であり、当事業年度の計算書類には反映しておりません。

(注 1) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第16条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成21年4月10日 厚生労働省告示第260号)

(注 2) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成29年12月15日 法律第85号)

**独立監査人の監査報告書**

2022年5月24日

日本製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 野中 浩哲

業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日本製薬株式会社の 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 69 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査を担当する部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議（執行役員会及び研究開発委員会等）に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（稟議書及び契約書等）を閲覧し、本社の各部門及び主要な事業所（成田工場、大阪工場、研究所及び営業部門の各エリア）の業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認め

られません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

日本製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 龍 男

監 査 役 平 井 浩 行

監 査 役 吉 村 智 明

監 査 役 美濃屋 雅 宏

(注) 監査役 吉村智明及び監査役 美濃屋雅宏は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。